

平成29年11月14日

株 主 各 位

東京都渋谷区神宮前二丁目31番16号

株 式 会 社 A N A P

代表取締役社長 家 高 利 康

第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年11月28日（火曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 平成29年11月29日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分） |
| 2. 場 | 所 | 東京都渋谷区神宮前一丁目5番3号
東郷記念館 3階 オランジェール |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | | 第26期（平成28年9月1日から平成29年8月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | | 取締役1名選任の件 |
| 第4号議案 | | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.anap.co.jp>）に掲載させていただきます。

また、当日株主様へお配りする粗品はご用意しておりませんので予めご了承ください。

(提供書面)

## 事業報告

(平成28年9月1日から  
平成29年8月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用情勢や所得環境、企業収益に改善傾向が見られ、緩やかな回復基調が続きましたが、中国を始めとするアジア新興国経済の先行きや政策に関する不確実性、グローバル金融資本市場の変動等の影響が懸念され、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社が属するカジュアルファッション業界におきましても、物価上昇懸念や実質賃金の低下などにより個人消費者の節約意識は依然として根強く継続しており、厳しい経営環境が続いております。

このような状況の下、当社は平成28年4月から再生プロジェクト（販売オペレーション再構築）を実施した効果（在庫圧縮及び粗利率改善等）が見え始めております。また、前事業年度以前より実施している店舗リストラクチャリングに基づく不採算店舗の退店効果が本格的に寄与し、店舗経費が圧縮されました。

以上の結果、売上高につきましては、インターネット販売事業の売上高構成比率は58%超となり、主たる事業として牽引した一方、店舗販売事業において、前事業年度以前に退店（ピーク時から約50店退店）したことによる減少の結果、6,845百万円（前事業年度比3.3%減）となりました。営業利益につきましては、上述のとおり、粗利率改善及び店舗経費圧縮により202百万円（前事業年度は営業損失60百万円）となり、経常利益につきましても、201百万円（前事業年度は経常損失68百万円）となりました。当期純利益につきましては、主に不採算店舗の収益性低下に伴う減損損失55百万円を特別損失へ計上した一方、税効果会計における繰延税金資産を計上したことにより、187百万円（前事業年度は当期純損失20百万円）となりました。すべての段階利益で上場後初の通期黒字化を達成いたしました。

なお、セグメント別の業績は次のとおりであります。

（インターネット販売事業）

インターネット販売事業につきましては、自社サイト及び他社サイト「ZOZOTOWN」、「SHOPLIST.com byCROOZ」が順調に推移した結果、売上高及びセグメント利益が増加しております。

以上により、売上高は3,970百万円（前事業年度比9.0%増）、セグメント利益は534百万円（前事業年度比44.1%増）となりました。

（店舗販売事業）

店舗販売事業につきましては、前事業年度末より退店10店舗を行った結果、当事業年度末における店舗数は42店舗になりました。退店により売上高が減少しましたが、利益面に関しましては、粗利率改善及び経費圧縮効果により改善されました。

以上により、売上高は2,572百万円（前事業年度比15.9%減）、セグメント損失は80百万円（前事業年度はセグメント損失220百万円）となりました。

（卸売販売事業）

卸売販売事業につきましては、既存の取引先に対する販売減少に伴い、売上高が減少しております。

以上により、売上高259百万円（前事業年度比15.0%減）、セグメント損失は0百万円（前事業年度はセグメント利益6百万円）となりました。

## 事業別売上高

| 事業区分            | 第 25 期<br>(平成28年 8 月期)<br>(前事業年度) |       | 第 26 期<br>(平成29年 8 月期)<br>(当事業年度) |       | 前事業年度比増減 |       |
|-----------------|-----------------------------------|-------|-----------------------------------|-------|----------|-------|
|                 | 金額                                | 構成比   | 金額                                | 構成比   | 金額       | 増減率   |
| インターネット<br>販売事業 | 3,641百万円                          | 51.5% | 3,970百万円                          | 58.0% | 328百万円   | 9.0%  |
| 店舗販売事業          | 3,058                             | 43.2  | 2,572                             | 37.6  | △486     | △15.9 |
| 卸売販売事業          | 305                               | 4.3   | 259                               | 3.8   | △45      | △15.0 |
| その他             | 73                                | 1.0   | 43                                | 0.6   | △29      | △40.8 |
| 合 計             | 7,078                             | 100.0 | 6,845                             | 100.0 | △233     | △3.3  |

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

### ② 設備投資の状況

当事業年度中に実施しました設備投資の総額は35百万円で、その主なものは次のとおりであります。

| 店舗名                 | 実施日         |
|---------------------|-------------|
| A N A P イオンモールりんくう店 | 平成28年12月16日 |

### ③ 資金調達の状況

当事業年度の資金調達は、経常的な資金調達のみで、特に記載すべき事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                                      | 第 23 期<br>(平成26年8月期) | 第 24 期<br>(平成27年8月期) | 第 25 期<br>(平成28年8月期) | 第 26 期<br>(当事業年度)<br>(平成29年8月期) |
|------------------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(千円)                                | 8,844,117            | 8,115,054            | 7,078,435            | 6,845,399                       |
| 経常利益又は<br>経常損失(△)(千円)                    | △459,222             | △459,108             | △68,431              | 201,775                         |
| 当期純利益又は<br>当期純損失(△)(千円)                  | △386,893             | △884,242             | △20,076              | 187,870                         |
| 1株当たり当期<br>純利益又は<br>1株当たり当期<br>純損失(△)(円) | △189.62              | △415.06              | △4.77                | 44.87                           |
| 総 資 産(千円)                                | 4,926,629            | 3,608,766            | 3,058,182            | 2,608,813                       |
| 純 資 産(千円)                                | 2,177,741            | 1,293,328            | 1,226,967            | 1,469,287                       |
| 1株当たり純資産(円)                              | 1,022.20             | 607.09               | 300.35               | 346.72                          |

(注) 当社は、平成28年9月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。当該株式分割については、第25期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社が属するカジュアルファッション業界におきましては、物価上昇懸念や実質賃金の低下などにより個人消費者の節約意識は依然として根強く、厳しい経営環境が続いております。

当社が対処すべき課題は、このような経営環境の変化に対応し、企業価値を高めることであり、以下の施策に基づいて、全力で取り組んでまいります。

##### ① 消費者ニーズを満たす商品供給力の向上

当社は、基幹ブランドの商品を中心に、MD（マーチャンダイジング）を適正化し、適切な数量・価格・タイミング等で提供いたします。

##### ② 店舗販売戦略

当社は、既存店舗について厳密な採算管理に基づき、収益改善が見込めない赤字店舗を退店いたしました。今後も収益改善が見込めない赤字店舗が発生した場合には、速やかに退店を推進いたします。

また、高収益な店舗展開を図るため、各店舗における適正人員配置の見直しを図るとともに、店舗改装・ブランド融合による活性化・既存店舗の賃料圧縮等を検討し、収益回復を達成いたします。

##### ③ 在庫管理

当社は、平成26年2月に物流業務を一括外注し、すべての事業セグメントにおける在庫の共有化を開始いたしました。

しかし、一括外注したことに伴いコストが膨らんだため、平成27年4月に店舗向け及び卸売先に関する物流業務を内製化し、コストダウンを図りました。

今後におきましては、常に各ブランドにおける発注状況をモニタリングし、販売動向・在庫量等を勘案して、適正在庫水準の維持及び物流業務コストを削減してまいります。

##### ④ 粗利率の改善

当社は、前々事業年度において在庫圧縮及び他社との価格競争に対応し、積極的なセール販売を実施してまいりました。その結果、在庫量は前々事業年度より減少傾向であるため、前事業年度以降は利益確保を重視した販売方法へと転換し、当事業年度粗利率は54%超となり、前事業年度52%超より改善しております。

今後も引き続き、利益確保を重視した販売方法を維持するとともに、不採算な仕入を抑制し、より売れ筋の商品を集中して仕入れることにより、粗利率の改善を進めてまいります。

#### ⑤ 社員教育による全社統制の強化及びお客様満足度の向上

当社は、これまで現場主義を最優先事項として位置付けていたため、店舗管理者及び店舗スタッフの教育・指導について、現場判断を重視してまいりました。当該状況は、各現場における販売業務に関して、一定の効果を発揮してきました。しかし、現状は収益改善が見込めない赤字店舗が発生する状況が継続しているため、よりきめ細やかな全社統制を強化する必要があると考えております。

そのため、店舗管理者及び店舗スタッフに対する社内研修制度をより一層充実させ、全社統制の強化を図るとともに、店舗運営業務を支える人材の早期育成及びレベルアップを達成し、お客様の満足度向上に努めてまいります。

#### ⑥ 新規販売チャネルの展開

当社は、継続的な成長及び企業価値の拡大を図り、より多くの消費者ニーズに応えるため、新規販売チャネルの開拓を推進してまいります。そのため、一過性ではあるもののシステム投資、広告宣伝費等の追加費用が発生する可能性があります。

しかし、消費者の購買行動の変化に対して適時・適切に対応するとともに、事業拡大に伴う新たな顧客層の獲得を通じて、経営の安定化に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（平成29年8月31日現在）

| 事業区分        | 事業内容                                                                                      |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| インターネット販売事業 | ANAPオンラインショップのサイトを開設し、自社商品及び他社商品をインターネット販売するとともに、他社が運営しているECサイトを通じて、自社商品をインターネット販売しております。 |
| 店舗販売事業      | ショッピングモール、ファッションビル、路面店において自社商品を店舗販売しております。                                                |
| 卸売販売事業      | 自社商品を地方の専門店向けを中心に卸売販売しております。                                                              |

(6) 主要な営業所及び工場（平成29年8月31日現在）

|    |                    |     |      |     |
|----|--------------------|-----|------|-----|
| 本社 | 東京都渋谷区神宮前二丁目31番16号 |     |      |     |
| 店舗 | 合計42店舗             |     |      |     |
|    | 東京都                | 8店舗 | 神奈川県 | 3店舗 |
|    | 千葉県                | 4店舗 | 埼玉県  | 4店舗 |
|    | 北海道                | 4店舗 | 青森県  | 1店舗 |
|    | 岩手県                | 1店舗 | 山形県  | 1店舗 |
|    | 宮城県                | 1店舗 | 福島県  | 1店舗 |
|    | 群馬県                | 1店舗 | 栃木県  | 3店舗 |
|    | 茨城県                | 1店舗 | 静岡県  | 1店舗 |
|    | 愛知県                | 1店舗 | 岐阜県  | 1店舗 |
|    | 三重県                | 1店舗 | 大阪府  | 3店舗 |
|    | 香川県                | 1店舗 | 福岡県  | 1店舗 |



(7) 使用人の状況（平成29年8月31日現在）

| 事業区分        | 使用人数       | 前事業年度末比増減   |
|-------------|------------|-------------|
| インターネット販売事業 | 43 (3)     | 3名増 (1名増)   |
| 店舗販売事業      | 73 (124) 名 | 19名減 (42名減) |
| 卸売販売事業      | 9 (－)      | － (－)       |
| 全社（共通）      | 67 (4)     | 14名減 (2名増)  |
| 合 計         | 192 (131)  | 30名減 (39名減) |

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数が前事業年度末と比べて減少しておりますが、その主な理由は店舗閉店によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年8月31日現在）

| 借 入 先                     | 借 入 残 高   |
|---------------------------|-----------|
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行         | 123,308千円 |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 110,000   |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行       | 50,000    |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行         | 123,460   |
| 合 計                       | 406,768   |

## 2. 株式の状況（平成29年8月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 13,920,000株  
(2) 発行済株式の総数 4,481,000株（自己株式243,268株を含む）  
(3) 株主数 1,201名  
(4) 大株主（上位10名）

| 株主名        | 持株数        | 持株比率  |
|------------|------------|-------|
| 中島篤三       | 1,477,100株 | 34.9% |
| 家高利康       | 872,000    | 20.6  |
| 山口貴弘       | 175,400    | 4.1   |
| 日本証券金融株式会社 | 116,700    | 2.8   |
| 株式会社りそな銀行  | 100,000    | 2.4   |
| 田村健        | 96,000     | 2.3   |
| 株式会社SBI証券  | 85,700     | 2.0   |
| 楽天証券株式会社   | 43,400     | 1.0   |
| 株式会社愛      | 42,000     | 1.0   |
| みずほ証券株式会社  | 41,000     | 1.0   |

（注）1. 当社は、自己株式243,268株を保有しておりますが、上記の大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式（243,268株）を控除して計算しております。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として 交付された新株予約権の状況

|                                         |                     |                                              |
|-----------------------------------------|---------------------|----------------------------------------------|
|                                         |                     | 第 2 回 新 株 予 約 権                              |
| 発 行 決 議 日                               |                     | 平成24年 8 月29 日                                |
| 新 株 予 約 権 の 数                           |                     | 691個                                         |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と な る 数 |                     | 普通株式 691,000株<br>(新株予約権 1 個につき1,000株)        |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                     |                     | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                          |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額                  |                     | 新株予約権 1 個当たり<br>383,000円<br>( 1 株当たり 383円)   |
| 権 利 行 使 期 間                             |                     | 平成26年 8 月30 日から<br>平成34年 8 月29 日まで           |
| 行 使 の 条 件                               |                     | (注) 1. 2. 3.                                 |
| 役 員 状 況<br>保 有 者 の 状 況                  | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 418個<br>目的となる株式数 418,000株<br>保有者数 4名 |
|                                         | 社 外 取 締 役           | 該当なし                                         |
|                                         | 監 査 役               | 該当なし                                         |

- (注) 1. 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、又は従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
2. 新株予約権の相続はこれを認めない。
3. その他権利行使の条件は、総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
4. 株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

#### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権 の状況

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員の状況

##### (1) 取締役及び監査役の状況（平成29年8月31日現在）

| 会社における地位      | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況             |
|---------------|-----------|--------------------------|
| 取 締 役 会 長     | 中 島 篤 三   |                          |
| 代 表 取 締 役 社 長 | 家 高 利 康   | 営業本部長                    |
| 専 務 取 締 役     | 竹 内 博     | 管理本部長                    |
| 取 締 役         | 松 山 麻 佐 美 |                          |
| 取 締 役         | 西 堀 敬     | 株式会社日本ビジネスイノベーション代表取締役社長 |
| 常 勤 監 査 役     | 小 山 武 久   |                          |
| 監 査 役         | 水 分 博 之   | 税理士（水分税務会計事務所所長）         |
| 監 査 役         | 今 長 雅 毅   | 税理士（今長税理士事務所所長）          |

- (注) 1. 取締役西堀 敬氏は、社外取締役であります。
2. 監査役小山武久氏及び監査役今長雅毅氏は、社外監査役であります。
3. 監査役今長雅毅氏は、平成29年9月1日付で常勤監査役に就任いたしました。常勤監査役小山武久氏は、平成29年9月1日付で監査役に就任いたしました。
4. 監査役水分博之氏及び監査役今長雅毅氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・監査役水分博之氏は、税理士の資格を有し、税務に対して豊富な知識と経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
  - ・監査役今長雅毅氏は、税理士の資格を有し、税務に対して豊富な知識と経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役のうち西堀 敬氏及び監査役のうち小山武久、今長雅毅の両氏については東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 員 数       | 報 酬 等 の 額    |
|--------------------|-----------|--------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 5名<br>(1) | 87百万円<br>(1) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 4<br>(3)  | 16<br>(10)   |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 9<br>(4)  | 103<br>(12)  |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当事業年度末の監査役の員数は3名であります。上記の監査役の員数と相違しておりますのは、平成28年11月28日開催の第25回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名（社外監査役1名）を含んでいるためであります。
3. 取締役の報酬限度額は、平成19年8月29日開催の臨時株主総会において、年額260百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成18年11月28日開催の第15回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。

## (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役西堀 敬氏は、株式会社日本ビジネスイノベーションの代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役今長雅毅氏は、今長税理士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

|     |       | 出席状況及び発言状況                                                                                                                                                          |
|-----|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 西堀 敬  | 当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての専門知識と豊富な実務経験及び幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。                                                              |
| 監査役 | 小山 武久 | 当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、全国団体、税務関係団体ならびにNPO法人の事務局長を歴任し、また事業会社の総務部長を経験している等、法令遵守や情報収集に高度な知識を有する立場から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 監査役 | 今長 雅毅 | 平成28年11月28日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会10回のうち10回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。                                          |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

|                                | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 21百万円     |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 21        |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査契約の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観をもって事業活動を行う企業風土を構築するため、当社全体に適用する「企業行動指針」を定める。
- ②取締役は、経営理念を率先垂範し、従業員への周知徹底、教育啓蒙を継続し、法令の遵守及び社会的要請への対応を最優先とする企業風土を醸成する。
- ③取締役の職務執行状況は、監査に関する規程及び監査計画に基づき監査役の監査を受け、監査役は取締役に対し、必要に応じて改善を助言又は勧告する。
- ④職務執行において、重大な倫理・コンプライアンス違反の事実又はその疑いがある情報に接した従業員等は、目安箱を活用して不正行為等の防止を図る。
- ⑤取締役が当社全体の経営理念を基に、全社横断的なコンプライアンス体制を維持し、かつ社会的責任を果たすため社内規程等を整備・更新する。
- ⑥代表取締役社長直轄部門として内部監査業務を専任所管する部門（内部監査室）を設けて、年度監査計画に基づいて専任担当者が監査を実施し、被監査部門に対する問題点の指摘、業務改善の提案、確認を行い、その実現の支援を行うと同時に、内部監査の内容は、取締役及び監査役にも報告され、経営力の強化を図る。
- ⑦金融商品取引法及びその他の法令への適合を含め、「法律、社会規範、社内ルール等の遵守」、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「資産の保全」を目的として、内部統制の仕組を整備・構築し、業務の改善に努める。
- ⑧会社情報の開示については、情報収集、開示資料の作成、開示手順、開示責任者等を定め、開示の正確性、適時性及び網羅性を確保する。



(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る情報及び文書の取り扱いは、法令及び社内規程等に定めるところにより、適切かつ検索性の高い状態で記録・保存・管理され、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
- ②機密性の高い情報はもとより、情報全般について、社内規程等に基づき、保存・管理する部門、責任者、取扱者を明確にし、適切に管理する。
- ③情報セキュリティに関する基本方針、細則等を決定し、情報セキュリティに関する社内周知徹底を図る。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①業務マニュアル、諸規程の体系化、業務の標準化を適時適切に行い、各種リスク（販売、仕入、法務、財務、店舗等）に対応する組織及び責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
- ②不測の事態が生じた場合には、対策チーム等を設置し、情報開示を含む迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整備する。
- ③直接又は間接に経済的損失をもたらすリスク等を軽減するため、各部門長等による定例会議を原則月 1 回定期的に開催する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役の職務の執行の効率性を確保する体制として、取締役会を原則月 1 回定期的に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行う。
- ②執行監督責任の明確化を目的として、取締役には社外取締役を含むものとする。
- ③取締役の職務分掌と権限を明確にするため、組織体制に関し、関係諸規程の見直し、整備を適時適切に行う。
- ④経営環境の変化に応じ、組織・業務運用体制の随時見直しを行う。
- ⑤社内規程等に基づき、各業務執行における責任者及びその権限等のルールを定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役が補助者の採用を希望する場合は、取締役と監査役が意見交換を行い、協議の上で決定する。
- (6) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
①監査役より監査役を補助することの要請を受けた使用人は、その要請に関して、取締役及び上長等の指揮・命令を受けないものとする。  
②取締役は、当該使用人の人事考課及び異動については、監査役の意見を尊重して行う。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制  
①取締役は、法令に違反する事実、或いは会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見したときは、当該事実を直ちに監査役に報告する。  
②監査役は、取締役会の他、重要な意思決定プロセス及び業務の執行の状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な決裁を求める書面その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求める。  
③取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて速やかに業務執行状況を報告する。
- (8) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制  
監査役に報告をした者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止する。

- (9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ①監査役は、職務の執行上必要と認める費用についてあらかじめ予算を確保することができる。
  - ②監査役は、①の予算以外に緊急又は臨時に支出した費用についても、特段の理由がない限り全額会社が負担するものとする。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①監査役会には法令に従い社外監査役を含み、対外透明性を確保する。
  - ②監査役は、取締役会長・代表取締役社長と定期的に意見交換を行い相互の意思疎通を図る。
  - ③監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、部門長会議など業務執行部門の重要な会議に出席する。
  - ④監査役、会計監査人及び内部監査室は意見交換の場を持ち、相互の連携を図る。
  - ⑤監査役は、職務を遂行するために必要と判断したときは、弁護士、会計士等の専門家による外部アドバイザーを活用することができる。
- (11) 反社会的勢力を排除するための体制
- 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を遮断する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

当事業年度における主な取組みにつきましては、コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、「企業行動指針」をはじめとしたコンプライアンス関係の規程等を、役員及び従業員に周知いたしました。

また、「年度監査計画」に基づき、内部監査室は、監査役及び会計監査人と連携しながら、被監査部門の内部監査を実施いたしました。

# 貸 借 対 照 表

(平成29年 8 月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       | 科 目                     | 金 額       |
|-----------------|-----------|-------------------------|-----------|
| ( 資 産 の 部 )     |           | ( 負 債 の 部 )             |           |
| 流 動 資 産         | 2,184,074 | 流 動 負 債                 | 738,090   |
| 現 金 及 び 預 金     | 1,106,771 | 買 掛 金                   | 175,035   |
| 売 掛 金           | 397,850   | 短 期 借 入 金               | 150,000   |
| 商 品 及 び 製 品     | 572,887   | 1年内返済予定の長期借入金           | 139,968   |
| 仕 掛 品           | 524       | リ ー ス 債 務               | 6,343     |
| 原材料及び貯蔵品        | 4,021     | 未 払 金                   | 73,096    |
| 前 渡 金           | 7,853     | 未 払 費 用                 | 62,515    |
| 前 払 費 用         | 33,703    | 未 払 法 人 税 等             | 38,943    |
| 繰 延 税 金 資 産     | 62,937    | 前 受 金                   | 580       |
| そ の 他           | 5,820     | 預 り 金                   | 13,671    |
| 貸 倒 引 当 金       | △8,296    | 賞 与 引 当 金               | 31,500    |
| 固 定 資 産         | 424,739   | 返 品 調 整 引 当 金           | 200       |
| 有 形 固 定 資 産     | 111,807   | 資 産 除 去 債 務             | 27,655    |
| 建 物             | 92,376    | そ の 他                   | 18,581    |
| 工具、器具及び備品       | 13,173    | 固 定 負 債                 | 401,435   |
| 土 地             | 1,139     | 長 期 借 入 金               | 116,800   |
| リ ー ス 資 産       | 5,117     | リ ー ス 債 務               | 803       |
| 無 形 固 定 資 産     | 31,526    | 退 職 給 付 引 当 金           | 182,689   |
| 商 標 権           | 159       | 資 産 除 去 債 務             | 101,143   |
| ソ フ ト ウ ェ ア     | 26,062    | 負 債 合 計                 | 1,139,526 |
| リ ー ス 資 産       | 3,433     | ( 純 資 産 の 部 )           |           |
| そ の 他           | 1,871     | 株 主 資 本                 | 1,468,844 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 281,404   | 資 本 金                   | 339,760   |
| 投 資 有 価 証 券     | 1,730     | 資 本 剰 余 金               | 644,244   |
| 破 産 更 生 債 権 等   | 358       | 資 本 準 備 金               | 269,760   |
| 長 期 前 払 費 用     | 6,005     | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 374,484   |
| 敷 金 及 び 保 証 金   | 244,865   | 利 益 剰 余 金               | 560,929   |
| 繰 延 税 金 資 産     | 17,826    | 利 益 準 備 金               | 2,500     |
| そ の 他           | 10,975    | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 558,429   |
| 貸 倒 引 当 金       | △357      | 別 途 積 立 金               | 250,000   |
| 資 産 合 計         | 2,608,813 | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 308,429   |
|                 |           | 自 己 株 式                 | △76,089   |
|                 |           | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 442       |
|                 |           | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 442       |
|                 |           | 純 資 産 合 計               | 1,469,287 |
|                 |           | 負 債 純 資 産 合 計           | 2,608,813 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成28年 9 月 1 日から)  
(平成29年 8 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額     |           |
|-----------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                 |         | 6,845,399 |
| 売 上 原 価               |         | 3,088,707 |
| 売 上 総 利 益             |         | 3,756,692 |
| 返 品 調 整 引 当 金 戻 入 額   |         | 300       |
| 返 品 調 整 引 当 金 繰 入 額   |         | 200       |
| 差 引 売 上 総 利 益         |         | 3,756,792 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 3,553,916 |
| 営 業 利 益               |         | 202,875   |
| 営 業 外 収 益             |         |           |
| 受 取 利 息               | 128     |           |
| 受 取 配 当 金             | 59      |           |
| 通 過 オ ブ シ ョ ン 評 価 益   | 1,807   |           |
| 為 替 差 益               | 1,587   |           |
| 敷 金 及 び 保 証 金 清 算 益   | 3,668   |           |
| 受 取 補 償 金             | 1,500   |           |
| そ の 他                 | 3,059   | 11,811    |
| 営 業 外 費 用             |         |           |
| 支 払 利 息               | 7,117   |           |
| 支 払 手 数 料             | 4,000   |           |
| そ の 他                 | 1,794   | 12,912    |
| 経 常 利 益               |         | 201,775   |
| 特 別 損 失               |         |           |
| 減 損 損 失 金             | 55,292  |           |
| 解 約 違 約 金             | 19,979  | 75,272    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 126,502   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 26,081  |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △87,449 | △61,367   |
| 当 期 純 利 益             |         | 187,870   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成28年9月1日から)  
(平成29年8月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |          |         |           |                   |                    |         |         |           |
|-------------------------|---------|-----------|----------|---------|-----------|-------------------|--------------------|---------|---------|-----------|
|                         | 資本金     | 資 本 剰 余 金 |          |         | 利 益 剰 余 金 |                   |                    | 自己株式    | 株主資本合計  |           |
|                         |         | 資本準備金     | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金     | その他利益剰余金<br>別途積立金 | 繰越利益剰余金<br>利益剰余金合計 |         |         |           |
| 当 期 首 残 高               | 297,630 | 227,630   | 374,484  | 602,114 | 2,500     | 250,000           | 120,558            | 373,058 | △46,113 | 1,226,689 |
| 当 期 変 動 額               |         |           |          |         |           |                   |                    |         |         |           |
| 新株の発行(新株予約権の行使)         | 42,130  | 42,130    |          | 42,130  |           |                   |                    |         |         | 84,260    |
| 当 期 純 利 益               |         |           |          |         |           |                   | 187,870            | 187,870 |         | 187,870   |
| 自己株式の取得                 |         |           |          |         |           |                   |                    |         | △29,975 | △29,975   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |         |           |          |         |           |                   |                    |         |         |           |
| 当期変動額合計                 | 42,130  | 42,130    | —        | 42,130  | —         | —                 | 187,870            | 187,870 | △29,975 | 242,154   |
| 当 期 末 残 高               | 339,760 | 269,760   | 374,484  | 644,244 | 2,500     | 250,000           | 308,429            | 560,929 | △76,089 | 1,468,844 |

|                     | 評価・換算差額等     |            | 純資産合計     |
|---------------------|--------------|------------|-----------|
|                     | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |           |
| 当 期 首 残 高           | 277          | 277        | 1,226,967 |
| 当 期 変 動 額           |              |            |           |
| 新株の発行(新株予約権の行使)     |              |            | 84,260    |
| 当 期 純 利 益           |              |            | 187,870   |
| 自己株式の取得             |              |            | △29,975   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 164          | 164        | 164       |
| 当期変動額合計             | 164          | 164        | 242,319   |
| 当 期 末 残 高           | 442          | 442        | 1,469,287 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

##### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

##### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、原材料

総平均法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

仕掛品

個別法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(附属設備を除く)及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|    |       |
|----|-------|
| 建物 | 8～39年 |
|----|-------|

|           |       |
|-----------|-------|
| 工具、器具及び備品 | 4～15年 |
|-----------|-------|

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)、商標権については10年で償却しております。

##### (3) 長期前払費用

定額法を採用しております。

##### (4) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

#### (3) 返品調整引当金

将来予想される売上返品による損失に備えるため、過去の返品実績率を勘案し、返品損失見込額を計上しております。

#### (4) 退職給付引当金

従業員の退職金支払に備えるため、自己都合退職による当事業年度末における要支給額を計上しております。

### 4. ヘッジ会計の方法

#### (1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

#### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

#### (3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避することを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達時に当社の社内規程に従い決済しております。

#### (4) ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップは特例処理の要件を満たしており、有効性の評価を省略しております。

### 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。



## Ⅱ. 会計方針の変更等に関する注記

会計上の見積りの変更

(資産除去債務の見積額の変更)

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退店等の新たな情報の入手に伴い、店舗の退去時に必要とされる原状回復費用に関しての見積りの変更を行いました。見積りの変更による増加額を変更前の資産除去債務に31,701千円加算しております。

なお、当該見積りの変更による、当事業年度の損益への影響は軽微であります。

## Ⅲ. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

## Ⅳ. 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保資産及び担保付債務

(1)担保に供している資産

|      |           |
|------|-----------|
| 定期預金 | 250,000千円 |
| 計    | 250,000千円 |

(2)担保に係る債務

|               |           |
|---------------|-----------|
| 短期借入金         | 50,000千円  |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 40,008千円  |
| 長期借入金         | 33,300千円  |
| 計             | 123,308千円 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額 460,709千円

## V. 損益計算書に関する注記

### 1. 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 場所   | 用途       | 種類                     |
|------|----------|------------------------|
| 東京都他 | 営業店舗23店舗 | 建物 工具、器具及び備品<br>長期前払費用 |

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としております。営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループ及び移転等により既存の投資回収が困難になった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（55,292千円）として特別損失に計上しました。その内訳は、建物48,787千円、工具、器具及び備品1,920千円、長期前払費用4,584千円であります。なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により算定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額を零として評価しております。

### 2. 解約違約金

店舗閉店時における賃貸借契約の解約に伴う違約金であります。

## VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 4,481,000株

### 2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 243,268株

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

#### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議                    | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日       |
|-----------------------|-------|-------|--------|----------|------------|-------------|
| 平成29年11月29日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 21百万円  | 5円       | 平成29年8月31日 | 平成29年11月30日 |

### 4. 当事業年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 471,000株

## VII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳（単位：千円）

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 繰延税金資産          |          |
| 賞与引当金           | 9,720    |
| 商品評価損           | 19,287   |
| 未払事業税           | 4,564    |
| 退職給付引当金         | 55,994   |
| 減損損失            | 52,965   |
| 資産除去債務          | 39,504   |
| 繰越欠損金           | 446,723  |
| その他             | 13,621   |
| 繰延税金資産小計        | 642,382  |
| 評価性引当額          | △553,956 |
| 繰延税金資産合計        | 88,425   |
| 繰延税金負債          |          |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △7,466   |
| その他             | △195     |
| 繰延税金負債合計        | △7,661   |
| 繰延税金資産の純額       | 80,763   |

## VIII. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

不動産賃借等物件に係る敷金及び保証金は、差入先・預託先の経済的破綻等によりその一部又は全額が回収できないリスクがあります。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後2年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての仕入に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした通貨オプション取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、各事業部門における営業本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、敷金及び保証金についても定期的に相手先の状況をモニタリングしております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

##### ②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

外貨建ての仕入について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として通貨オプション取引を利用してヘッジしております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、職務権限規程及びデリバティブ取引規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。月次の取引実績は、取締役会に報告しております。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年8月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|                            | 貸借対照表計上額  | 時 価       | 差 額    |
|----------------------------|-----------|-----------|--------|
| (1) 現 金 及 び 預 金            | 1,106,771 | 1,106,771 | —      |
| (2) 売 掛 金                  | 397,850   | 397,850   | —      |
| (3) 投 資 有 価 証 券            | 1,730     | 1,730     | —      |
| (4) 敷 金 及 び 保 証 金          | 244,865   | 243,619   | △1,246 |
| 資産計                        | 1,751,218 | 1,749,972 | △1,246 |
| (1) 買 掛 金                  | 175,035   | 175,035   | —      |
| (2) 短 期 借 入 金              | 150,000   | 150,000   | —      |
| (3) 未 払 金                  | 73,096    | 73,096    | —      |
| (4) 未 払 法 人 税 等            | 38,943    | 38,943    | —      |
| (5) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む) | 256,768   | 256,637   | △130   |
| 負債計                        | 693,843   | 693,712   | △130   |

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

### 資産

#### (1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

#### (4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

## 負債

### (1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (5) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記「デリバティブ取引」参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

## デリバティブ取引

### ①ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

#### 通貨関連

(単位：千円)

| 区分        | 取引の種類           | 契約額等 | 契約額等のうち1年超 | 時価 | 評価損益   |
|-----------|-----------------|------|------------|----|--------|
| 市場取引以外の取引 | 通貨オプション取引<br>売建 |      |            |    |        |
|           | ブット(米ドル)        | —    | —          | —  | 4,244  |
|           | 買建              |      |            |    |        |
|           | コール(米ドル)        | —    | —          | —  | △2,436 |
| 合計        |                 | —    | —          | —  | 1,807  |

(注)時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

### ②ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

#### 金利関連

(単位：千円)

| ヘッジ会計の方法    | 取引の種類     | 主なヘッジ対象 | 契約額等   | 契約額等のうち1年超 | 時価  |
|-------------|-----------|---------|--------|------------|-----|
| 金利スワップの特例処理 | 金利スワップ取引  |         |        |            |     |
|             | 変動受取・固定支払 | 長期借入金   | 73,308 | 33,300     | (注) |

(注)金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

## IX. 関連当事者との取引に関する注記

### 役員及び個人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称<br>又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金<br>(千円) | 事業の内容<br>又は職業 | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合<br>(%) | 関連当事者<br>との関係 | 取引内容     | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末残高<br>(千円) |
|----|----------------|-----|------------------|---------------|----------------------------|---------------|----------|--------------|----|--------------|
| 役員 | 中島 篤三          | —   | —                | 当社取締役<br>会長   | 被所有<br>直接 34.86            | 被債務保証         | 被債務保証(注) | —            | —  | —            |
| 役員 | 家高利康           | —   | —                | 当社代表取<br>締役社長 | 被所有<br>直接 20.58            | 被債務保証         | 被債務保証(注) | —            | —  | —            |

(注) 当社は不動産賃借契約に基づく債務について(取締役会長中島篤三1件・年間賃借料合計15,157千円、代表取締役社長家高利康8件・年間賃借料110,877千円)の債務保証を受けております。なお、保証料の支払及び担保の提供は行っておりません。

## X. 1株当たり情報に関する注記

- |                       |         |
|-----------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額         | 346円72銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益        | 44円87銭  |
| (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 43円66銭  |

(注) 1株当たりの純資産額、1株当たりの当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、当事業年度に行いました株式の分割が当事業年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

## XI. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。



## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成29年10月20日

株式会社ANAP

取締役会 御中

#### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任  
社員  
業務執行社員  
指定有限責任  
社員  
業務執行社員

公認会計士 井 上 隆 司 ⑩

公認会計士 津 村 陽 介 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 ANAPの平成28年9月1日から平成29年8月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年9月1日から平成29年8月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- 一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- 二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- 三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年10月20日

株 式 会 社 A N A P      監 査 役 会

常 勤 監 査 役 今   長   雅   毅   ⑩  
(社 外 監 査 役)

監   査   役 水   分   博   之   ⑩

社 外 監 査 役 小   山   武   久   ⑩

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第26期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### 1. 配当財産の種類

金銭といたします。

##### 2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式            1株につき5円

配当総額                21,188,660円

##### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年11月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

事業内容の多様化に対応するため、事業目的の追加を行うものであります。  
(変更案第2条)

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。  
(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (目的)<br>第2条 当会社は、次の事業を営むことを<br>目的とする。<br>(1) ～ (12) (条文省略)<br>(新 設)<br><br>(13) 上記各号に附帯する一切の<br>事業。 | (目的)<br>第2条 当会社は、次の事業を営むことを<br>目的とする。<br>(1) ～ (12) (現行どおり)<br><u>(13) 高度管理医療機器の企画制<br/>作及び販売。</u><br><u>(14)</u> (現行どおり) |

第3号議案 取締役1名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任される取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| ふりがな氏名<br>(生年月日)                 | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                       | 所有する当社の株式数 |
|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| かどくらきよたか<br>門倉清隆<br>(昭和53年8月24日) | 平成15年3月 当社入社<br>平成21年8月 当社インターネット営業部長<br>平成28年9月 当社執行役員デジタル営業部長<br>(現任)<br>平成29年9月 株式会社ATLAB取締役(現任) | —          |

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案の提出に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| ふりがな氏名<br>(生年月日)                  | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                  | 所有する当社の株式数 |
|-----------------------------------|------------------------------------------------------------|------------|
| みき てつ お<br>三 木 哲 郎<br>(昭和29年3月7日) | 昭和51年4月 日興証券株式会社(現SMBC日興証券株式会社)入社                          | —          |
|                                   | 平成元年4月 オランダ日興銀行常務取締役                                       |            |
|                                   | 平成2年3月 同社取締役社長                                             |            |
|                                   | 平成6年3月 日興証券株式会社欧州株式部長<br>兼日興ヨーロッパ常務取締役                     |            |
|                                   | 平成11年4月 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社(現明治安田アセット・マネジメント株式会社)入社     |            |
|                                   | 平成14年5月 株式会社ワンステップ・ワークショップ入社 取締役                           |            |
|                                   | 平成17年4月 シティ銀行プライベートバンク入社                                   |            |
|                                   | 平成17年9月 損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社(現損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社)入社 |            |
|                                   | 平成19年6月 インベスター・セレクト・アドバイザーズ株式会社入社                          |            |
|                                   | 平成19年9月 ブレアデス・アセット・マネジメント設立 代表取締役(現任)                      |            |
|                                   | 平成22年3月 株式会社トラストワン マネージングディレクター                            |            |
|                                   | 平成23年8月 グローバル・リーチ・アドバイザーズ株式会社 コンプライアンスオフィサー                |            |
|                                   | 平成25年3月 株式会社アークコア 社外取締役                                    |            |
|                                   | 平成26年12月 合同会社マジエスティアセットマネージメント 代表社員(現任)                    |            |
|                                   | 平成27年3月 株式会社未来社 代表取締役                                      |            |
|                                   | 平成27年8月 株式会社シーパス 代表取締役(現任)                                 |            |
|                                   | 平成27年10月 株式会社GCM 代表取締役社長兼戦略事業部長(現任)                        |            |



- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 三木哲郎氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 三木哲郎氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏が有する企業経営者として豊富な経験と幅広い知見は、社外監査役としての職務遂行上、極めて有用であり、当社が持続的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材であると判断したためです。
4. 三木哲郎氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、また、当社が定める社外役員の独立性判断基準に照らし、独立性を有していると判断できる場合には、東京証券取引所に対し、独立役員とする独立役員届出書を提出する予定であります。

以 上

メ モ

[illegible]

メ モ

This image shows a full page of white paper with horizontal dashed lines, typical of primary-ruled notebook paper. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区神宮前一丁目5番3号  
東郷記念館 3階 オランジェール  
TEL 03-3403-1431



交通 JR原宿駅 竹下口より 徒歩約3分  
東京メトロ明治神宮前駅 5番出口より 徒歩約3分  
(お車でのご来場はご遠慮ください)

※ご案内図の●印の場所に東郷記念館の案内板がございます。